

事 務 連 絡

令和3年5月13日

各都道府県私立学校主管課

各都道府県教育委員会幼稚園主管課

御中

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課

令和3年度教員資格認定試験の案内について

文部科学省では、毎年度、教員免許状取得のための教員資格認定試験を実施しており、平成30年度より試験の実施に関する事務を独立行政法人教職員支援機構において行っています。

令和3年度教員資格認定試験（幼稚園、小学校）の受験案内について、独立行政法人教職員支援機構の Web サイト（<https://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/2021/>）に掲載されておりますので、管下の幼稚園・保育所・認定こども園及び所属教職員に周知いただくようお願いいたします。

〔※ 令和3年度教員資格認定試験（特別支援学校自立活動）については、5月18日（火）頃に受験案内を同 Web サイトに掲載予定です。〕

なお、幼稚園教員資格認定試験は、規制改革推進3か年計画（平成15年3月28日）を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士等として一定の在職経験を有する者を対象に、試験により幼稚園教諭二種免許状を取得する方策として平成17年度から実施しているものです。出願の際、児童福祉施設等の許認可等所管課による証明を必要としておりますので、受験者から証明依頼があった際には速やかな証明に御協力いただきますようお願いいたします。

施設の証明書は、出願者が請求する願書に同封されているほか、上記 Web サイトからもダウンロードすることができます。

本試験を活用し、教育に熱意のある方に教職を目指していただくことを期待しています。

（問い合わせ先）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課企画係

電話：03-5253-4111（内線 3970）

事務連絡
令和2年2月18日

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和2年度小学校教員資格認定試験の見直しについて（周知）

平素より文部科学行政に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

令和2年度より行う小学校教員資格認定試験について見直しを行ったため、ご連絡いたします。

本試験は、社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を持っている方が小学校に活動の場を広げようとする場合に、小学校教諭2種免許取得の道を開く仕組みとして、昭和48年（1973年）に導入されました。

令和2年度からは、社会人等のより一層の活用が進むよう見直しを行っており、具体的には、①従来3次試験まで計6日間にわたっていた試験を2次試験まで計3日間とし、試験全てを土日で行うこととしたこと、②知識・技能の確認から、模擬授業など具体的な授業場面での指導能力の確認に重点を置く内容にすること、③従来自然災害等で試験が実施できなくなった場合はいかなる場合も再試験を行わないこととしていたところ、予備日を設け再試験の機会を確保することとしました。（別添参照）

については、当該見直しについて小学校教諭免許状以外の免許を取得されている教員の方々にも周知いただきますようお願いいたします。

特に、中央教育審議会では「新しい時代の初等中等教育の在り方について」において「義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方」が議論されるなど中学校教員が小学校段階の児童への理解が求められる状況もあります。こうした状況に対して本試験を活用することは有効であると考えられます。

本試験を活用し、教育に熱意のある優秀な方がより多く小学校教員を目指していただけることを期待しています。

（問い合わせ先）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課企画係

電話：03-5253-4111（内線2456）

e-mail：kyoikuzinzai@mext.go.jp

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直しについて

見直しの経緯と方向性

- 本試験は、社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を有する者が活動の場を広げようとする場合に、小学校教諭二種免許取得の道を開く重要な仕組みであるが、近年、受験者の減少傾向が続いており、昭和48年の試験開始当初6,000人であった受験者は令和元年度で780人となっている。
- また平成29年度の行政事業レビューにおいて、社会人等に門戸を開く試験として一層の活用が進むよう見直しの必要性が指摘された。
- これらの状況を踏まえ、本試験の実施業務を担当する独立行政法人教職員支援機構において、大学教授等の専門家からなる調査研究プロジェクトチームを設け、チームと連携し検討を進めてきた。また令和元年7月及び令和2年1月には中央教育審議会教員養成部会においても検討を行った。検討を踏まえ、文部科学省において令和2年度試験の実施要領を決定し、3月頃に公表する予定。
- 見直しに当たり特に重視した点は、(ア)3次・計6日間にわたる試験の時間的負担等の軽減、(イ)知識・技能の確認より、教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視すること、(ウ)台風等により試験が実施できなかった場合を想定し予備日を設けることである。

見直しの方針①(日程及び会場)

- 試験日程について、従来、第3次まで計6日間を要していた試験を第2次までの計3日間とし、試験日程についても待ち時間を短縮し、受験者の負担を軽減する。なお、最終合格発表は、各教育委員会の採用日程を考慮し、これまで通り1月下旬とする。
- 台風等の自然災害により試験が実施できない場合を想定し、予備日を設ける。
- 会場数については、受験者数及び予備日・会場の確保を考慮し、全国2会場とする。

試験日程と試験会場の変更点

(現行)

第1次試験(9月上旬) 2日間※

・全国6箇所の大学

※土日の実施

日数を減らし、受験生の負担を軽減
(6日間から3日間)

第2次試験(10月中旬) 2日間※

・全国5箇所の大学

※土日の実施

第3次試験(指導の実践に関する事項に係る試験)

(11月中旬～下旬)2日間※

・全国5か所の大学附属小学校

※平日の実施

自然災害時には試験の中止としていた
運用を改め、予備日を設定

合格発表(1月下旬)

(見直し後)

第1次試験(9月中旬) 1日間※

第1次試験予備日(9月下旬)

・全国2箇所(東日本と西日本を予定)

※土日の実施

第2次試験(実践的指導力に関する試験)(11月下旬)2日間※

第2次試験予備日(実践的指導力に関する試験)(12月初旬)

・全国1箇所(茨城県つくば市教職員支援機構)

※土日の実施

合格発表(1月下旬)

見直しの方針②(試験内容・方法)

- 試験内容について、知識・技能の評価から、それらを具体的な授業場面に即して活用する力を評価する問題に転換する(択一式、論述式)。
- コミュニケーション能力や教員としての適性を、より実践に即した形で評価するため、従来の口述試験に代えて模擬授業及びグループ討議等を実施することとする。
- 筆記試験の実施方法を見直し、選択した教科以外の教科の試験が実施されていた間の待ち時間をなくし、受験者の負担を軽減する。

試験内容の変更点

